

今月のテーマ

介護保険を使うには

～介護に対する不安を軽減させるために～

年齢を重ねると身体機能に様々な変化が生じるため、不安なことが増えてきます。介護保険を利用し、いつまでも安心した生活を送れるように考えてみましょう。

介護保険の対象者

65歳以上の方（第1号被保険者）

- 日常生活におけるさまざまな動作について介護が必要な方
- 家事などの日常生活での行為、活動に支援が必要な方

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

- 初老期における、加齢にともなう16種類の特定疾病が原因で介護・支援が必要な方

16種類の病名は

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> 筋萎縮性側索硬化症 | <input type="radio"/> 脳血管疾患 |
| <input type="radio"/> 後縦靭帯骨化症 | <input type="radio"/> パーキンソン病関連疾患 |
| <input type="radio"/> 骨折を伴う骨粗鬆症 | <input type="radio"/> 閉塞性動脈硬化症 |
| <input type="radio"/> 多系統萎縮症 | <input type="radio"/> 関節リウマチ |
| <input type="radio"/> 初老期における認知症 | <input type="radio"/> 慢性閉塞性肺疾患 |
| <input type="radio"/> 脊髄小脳変性症 | <input type="radio"/> 両側の膝関節 |
| <input type="radio"/> 脊柱管狭窄症 | <input type="radio"/> 又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| <input type="radio"/> 早老症 | <input type="radio"/> がん末期 |
| <input type="radio"/> 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |



あなたのお薬はどんな病名で処方されているかご存知ですか。
上記に当てはまるかもしれません。

介護保険を利用するには 要介護認定が必要です

ご本人又はご家族が、お住いの区役所福祉介護課で申請を行います。
指定居宅介護支援事業所等に申請を代行してもらうこともできます。
(申請代行で費用が発生することはありません。)

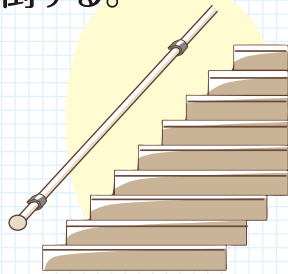
*介護保険に加入するための手続きは必要ありませんが、介護サービスを利用するためには、申請をして「要介護認定」を受けなければいけません。

要介護・要支援と認定されたらこのような時に介護保険が使えます

玄関や階段でよく転倒する。



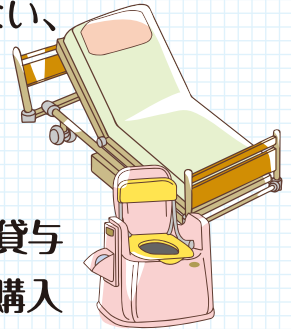
住宅改修で手すりを取り付ける



腰痛で起き上がれない、トイレもいけない。



特殊寝台 (背上げの
できるベッド) 貸与
ポータブルトイレの購入



外出は無理だが
リハビリをしたい。



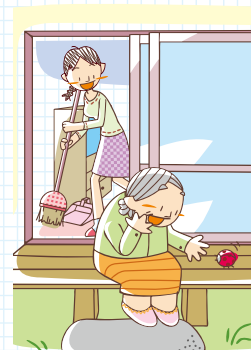
訪問リハビリの利用



かがんで掃除ができ
ないが、一人暮らして
手伝ってくれる人が
いない。



訪問介護の
生活援助(掃除)



近所に話し相手が居なくなった。
外出の機会も少ない。



デイサービスや通所リハビリで
機能訓練を行い、脳を活性化、
能力維持を目指す



薬の正しい服用、
管理が難しくなってきた。



薬剤師による
訪問指導で原因を調べ、
飲み忘れない工夫を提案、確認



介護サービスを利用するには、認定を受けたのちにサービス計画を作成し(または作成してもらい)、それに基づいて援助が行われることとなります。詳細はお近くの地域包括支援センター(高齢サポート)や、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにご相談ください。

**お薬や介護についてわからないことや、気がかりなことがありましたら、
お気軽にお尋ねください。**

担当 みやこケアプランセンター

***** **みやこ薬局** *****

本店・山科店・薬大前店・マツヤスーパー店・北山店・紫竹店
大宮店・みやこケアプランセンター(北山店横)

<http://www.miyako-ph.co.jp>